

第2号様式（第11条関係）

意見公募手続(パブリックコメント)に対する意見等の概要及び検討結果

- 1 案件名：第2次鹿屋市環境基本計画（中間見直し）（案）
- 2 意見の募集期間：令和6年12月20日～令和7年1月20日（32日間）
- 3 意見提出者：1人
- 4 意見数：1件

〈検討結果区分〉

A：策定案に反映できるもの	件
B：既に盛り込み済みのもの	件
C：今後の参考となるもの	1件
D：反映できないもの	件
E：その他感想や質問など	件
計	1件

番号	意見等の概要	検討結果の区分	意見等に対する検討結果
1	<p>今回の鹿屋市環境基本計画の基本的な考え方に「地球温暖化対策」「SDGs」「パリ協定」が据えられています。どれも国の政策ですので鹿屋市としても尊重しているのだと理解しています。</p> <p>しかし鹿屋市民としては、身近な環境問題、たとえば悪臭、ゴミステーション、危険な廃屋、家庭用浄化槽費用、桜島の火山灰などを重点的に考えていただくことを希望します。まず日常的に困っていることに対応するのが地方自治体の役割です。なぜなら国家政府には理解できない地域の問題だからです。</p> <p>また、トランプ次期大統領をはじめ、イタリア、オランダ、ドイツでも脱炭素政策に異議を唱える政権が与党になり、もはや、二酸化炭素排出の削減が必要なのかどうかも見直す時期が来ています。鹿屋市がわざわざ計画の前面に打ち出すことに疑問を感じます。</p> <p>地方自治の観点を大切にして、市民が本当に生活の中で必要としている問題を解決する政策を打ち出し、予算を投じていただくように、お願い申し上げます。</p> <p>（意見は原文を記載。）</p>	C	<p>身近な環境問題として例示いただいた、悪臭、ゴミステーション、危険な廃屋、家庭用浄化槽については、素案の中でも取組を記載しておりますので、いただいた意見を踏まえ、今後の事業の参考とさせていただきます。</p>